

防府市へ移住し就業・創業を希望する皆様へ

防府市に移住し、就業または創業した方で一定条件を満たす方に **移住支援金** を交付します

交付額

移住元の要件①に該当する場合

2人以上の世帯・・・100万円 単身・・・60万円
(18歳未満の世帯員1人につき100万円を加算)

移住元の要件②に該当する場合

2人以上の世帯・・・50万円 単身・・・30万円
(18歳未満の世帯員1人につき50万円を加算)

対象者

移住元の要件①②のいずれかを満たし、移住先の要件[就業等](1～4)のいずれかを満たす方

※下記以外にも要件があるため、必ず市ホームページをご確認ください。

<移住元の要件>

①移住直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住、または条件不利地域以外の地域に在住又は東京23区内へ通勤していたこと。さらに、移住直前に、連続して1年以上、在住又は通勤していたこと。

※東京23区内の大学等への通学も対象期間となります。

②移住直前の10年間のうち、通算5年以上、東京都(①に該当する場合を除く。)、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、大阪府、京都府、兵庫県、広島県、福岡県に在住していたこと。さらに、移住直前に、連続して1年以上、在住又は通勤していたこと。

※就業等の要件1又は3に該当する場合、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、大阪府、京都府、兵庫県、広島県、福岡県の大学等への通学も対象期間となります。

<移住先の要件[就業等]>

1.創業の場合

(公財)やまぐち産業振興財団からやまぐち創業補助金の交付決定を受けた方

(公財)やまぐち産業振興財団ホームページはこちら→



2.就業の場合

『やまぐち移住就業マッチングサイト』に掲載されている対象求人にて新規就業した方



『やまぐち移住就業マッチングサイト』は、こちら→



プロフェッショナル人材事業、先導的人材マッチング事業を利用して就業した方

『山口県プロフェッショナル
人材戦略拠点サイト』は、こちら→



先導的人材マッチング
事業については、こちら→



3.テレワークの場合

本人の意思で防府市へ移住し、引き続き移住元の業務をテレワークで行う方

4.関係人口の場合

※移住元の要件①に該当する方のみ対象

本市が参加又は出展する移住・交流イベントに複数参加された方で、
農林水産業に就業する方

お問合せ先

防府市 総合政策部 広報政策課 TEL:(0835)25-2188

〒747-8501 防府市寿町7番1号(本館4階) Email:kouhou@city.hofu.yamaguchi.jp

※移住支援金の申請を予定されている方は、転入後お早めにご連絡ください

防府市移住支援金情報は、こちら→

